

2024 貿情セ調（経提）第7号

2025年2月25日

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部

安全保障貿易管理課 末森課長殿

安全保障貿易審査課 安倍課長殿

写) 安全保障貿易管理課 椎名分析官殿

写) 安全保障貿易管理課 井口課長補佐殿、清水課長補佐殿

写) 安全保障貿易管理課 相部課長補佐殿、遠藤課長補佐殿

写) 安全保障貿易審査課 中谷総括課長補佐殿、宮本上席審査官殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

先端材料関連分科会

主査 宮寄 斉

輸出令別表第1の4の項（25）および貨物等省令第3条第二十六号の改正要望

表題の件につきまして、下記のとおり要望いたしますので、何卒ご検討いただきますようお願いいたします。

記

1. 目的

表題項番の現行法令を国際レジーム（MTCR）の規定と調和させることで規制対象及び範囲の明確化を図り、より適切な輸出管理の実現に資すること。

2. 要望内容

(1) 改正案の要旨

- 1) 政省令で用いる用語の見直し。（MTCR 使用用語との整合。）
- 2) 貨物等省令の構成変更。（MTCR の構成に合わせた、「イ～ハ」の新設。）
- 3) 運用通達への用語の解釈の追加。（MTCR の Notes 相当部分の追加。）

(2) 現行法令

輸出令別表第1の4の項（25）

音波（超音波を含む。以下同じ。）、電波若しくは光の反射若しくは放射を減少させる材料若しくは装置又はこれらの試験装置

貨物等省令第3条第二十六号

電波、音波（超音波を含む。）若しくは光（紫外線及び赤外線に限る。）の反射若しくは放射を減少させるステルス技術を用いた材料若しくは装置であつて、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第一号の三に該当する無人航空機若しくは第二号に該当する貨物に使用することができるもの又はこれらの試験装置

運用通達

ステルス技術を用いた材料		民生用の電子機器からの不要な電磁波の漏出を防止若しくは低減する若しくは民生用の電子機器への不要な電磁波の侵入を防止若しくは低減する用途のために設計又は製造されたものであつて、板、シート、マット、テープ、又はこれらを型抜きしたものを除く。
無人航空機	人間が搭乗することなしに、飛行を開始し、かつ、制御された飛行及び航行を維持することができる航空機をいう。	

(3) 改正案（太字下線部分が改正要望箇所）

輸出令別表第1の4の項（25）

レーダー波反射、紫外線若しくは赤外線シグネチャ又は音響シグネチャの観測性を減少させる材料若しくは装置又はこれらの試験装置

貨物等省令第3条第二十六号

- イ. レーダー波反射、紫外線若しくは赤外線シグネチャ又は音響シグネチャの観測性を減少させるステルス技術を用いた装置であつて、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第一号の三に該当する無人航空機若しくは第二号に該当する貨物に使用することができるもの
- ロ. レーダー反射断面積計測のために特別に設計された装置であつて、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第一号の三に該当する無人航空機若しくは第二号に該当する貨物に使用することができるもの
- ハ. レーダー波反射、紫外線若しくは赤外線シグネチャ又は音響シグネチャの観測性を減少させるステルス技術を用いた材料であつて、ペイロードを300キロ

メートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第一号の三に該当する無人航空機若しくは第二号に該当する貨物に使用することができるもの

運用通達

ステルス技術を用いた材料	<u>構造材料及び被覆材料（塗料を含む。）であって、マイクロ波、赤外線又は紫外線の反射又は放射を減少又は調整するために特別に設計したものを含む。</u>	民生用の電子機器からの不要な電磁波の漏出を防止若しくは低減する若しくは民生用の電子機器への不要な電磁波の侵入を防止若しくは低減する用途のために設計又は製造されたものであって、板、シート、マット、テープ、又はこれらを型抜きしたものを除く。 <u>人工衛星の熱制御のために特別に使用される被覆材料（塗料を含む。）を除く。</u>
無人航空機	人間が搭乗することなしに、飛行を開始し、かつ、制御された飛行及び航行を維持することができる航空機をいう。	

【ご参考】

対応する MTCR 原文（太字下線部が本要望に係る箇所になります）

17.A. EQUIPMENT, ASSEMBLIES AND COMPONENTS

17.A.1. Devices for reduced observables such as radar reflectivity, ultraviolet/infrared signatures and acoustic signatures (i.e. stealth technology), for applications usable for the systems specified in 1.A. or 19.A. or the subsystems specified in 2.A. or 20.A.

17.B. TEST AND PRODUCTION EQUIPMENT

17.B.1. Systems, specially designed for radar cross section measurement, usable for the systems specified in 1.A., 19.A.1. or 19.A.2. or the subsystems specified in 2.A.

17.C. MATERIALS

17.C.1. Materials for reduced observables such as radar reflectivity, ultraviolet/infrared signatures and acoustic signatures (i.e. stealth technology), for applications usable for the systems specified in 1.A. or 19.A. or the subsystems specified in 2.A.

Notes: 1. 17.C.1. includes structural materials and coatings (including paints),

specifically designed for reduced or tailored reflectivity or emissivity in the microwave, infrared or ultraviolet spectra.

2. 17.C.1. does not control coatings (including paints) when specially used for thermal control of satellites.

### 3. 改正案の説明及び要望の背景・理由等

#### (1) 政省令が用いる用語の見直し。(MTCR 使用用語との整合。)

##### 1) 現行法令と MTCR で用いられる用語の違い及び改正案：

現行法令と MTCR で用いられる用語の比較、及び MTCR で用いられる用語の仮訳 (=改正案) は下表のとおりです。

現行法令	MTCR	
	原文	仮訳 (=改正案)
「電波」	“radar reflectivity”	「レーダー波反射」
「光 (紫外線及び赤外線に限る。)」	“ultraviolet/infrared signatures* ”	「紫外線及び赤外線シグネチャ*」
「音波 (超音波を含む。)」	“acoustic signatures* ”	「音響シグネチャ*」
「反射若しくは放射の減少」	“reduced observables”	「観測性の減少」

2) 上記 1) の用語の違いにより、現行法令では、MTCR では規制されていない、民生用途の広範な貨物が規制対象と判断される可能性がある、と考えております。

3) 用語の見直しにより MTCR との規制対象範囲の調和を図ることが本改正案の第一の骨子です。

##### \* MTCR で用いられる用語 “signatures”、「シグネチャ」について：

現行法令にない “signature” の日本語訳については、【添付資料】「防衛庁規格 Y0012B 水中音響用語 - 機器」の用語番号 2852 を参考にしました。

「シグネチャ：目標からの放射音又は反響音に含まれる目標固有の特性 (対応英語 signature)」

この資料は水中音響用語についての解説であり MTCR とは分野を異にしますが、防衛装備の用語として用いられていることを踏まえて改正案としても適切であると判断いたしました。

#### (2) 貨物等省令の構成変更。(MTCR の構成に合わせた、「イ～ハ」の新設。)

##### 1) 現行法令と MTCR の構成の違い：

現行法令と MTCR の規制条文の構造は、下表のとおりです。

現行法令：1つの項で規制	MTCR：装置、試験装置、材料で独立項
貨物等省令第3条第二十六号 「……ステルス技術を用いた」装置、材料、試験装置をまとめて規制。	17.A.1. ステルス技術を用いた装置を規制。
	17.B.1. 試験装置（レーダー反射断面積測定装置のみ）を規制。
	17.C.1. 材料を規制。

- 2) 試験装置について、MTCR では 17.B.1 で「レーダー反射断面積測定装置」のみが規制対象とされています。一方で、現行法令では電波、音波、光の反射若しくは放射を減少させるステルス技術を用いた材料、装置の試験装置が規制されており、（MTCR に比して）広範に規制対象となる試験装置が存在することになる、と捉えています。
- 3) 試験装置の規制対象範囲を MTCR と整合させることを主眼にしながら、この機会に貨物等省令第3条第二十六号を MTCR と同じ構成にする（「イ」：17.A.1.、「ロ」：17.B.1.、及び「ハ」：17.C.1.の3項建て。）ことで、より誤解の生じにくい条文構成が構築できるものと考えております。また、付随的な事項ではありますが、例えば今後新たな MTCR 合意により法令改正が生じるシーンでも、もともとの条文が MTCR と同じ構成であれば、改正内容は比較的わかりやすいものできると捉えております。
- 4) 貨物等省令の構成変更により、MTCR との規制対象範囲の調和を図ることが、本改正案の第二の骨子です。

(3) 運用通達への用語の解釈の追加。（MTCR の Notes 相当部分の追加。）

- 1) MTCR 17.C.1 の Notes では、ステルス技術を用いた材料として、①マイクロ波等の反射・放射を減少・調整するために専用設計した構造材料等を含むこと、及び、②人工衛星の熱制御のために特別に使用される被覆材料が除かれること、が規定されています。
- 2) 一方、運用通達には MTCR 17.C.1 の Notes に対応した規定がありません。そのため、たとえば MTCR では除外される人工衛星用の被覆材料が規制対象となる可能性があります。
- 3) 運用通達に、MTCR の Notes 相当部分を反映させることにより規制対象範囲の調和を図ることが、本改正案の第三の骨子です。

#### 4. まとめ

- (1) 現行法令（本要望の対象項番）では、MTCR では規制対象とされていない貨物をリスト規制に該当するものとして判定することになる可能性があります。この点について、国際調和を図ることが本要望の骨子です。
- (2) 本要望を反映いただくことで規制品目の国際調和が実現し、競合国企業との公平な競争環境が整備されるものと思料しております。

#### 【添付資料】

防衛庁規格 Y0012B 水中音響用語 – 機器

以上

## 防衛庁規格

N D S

Y 0 0 1 2 B

制定 昭和55. 7. 1

## 水中音響用語－機器

改正 平成12. 3. 6

1. 適用範囲 この規格は、水中音響－機器に関する主な用語とその定義について規定する。

備考 この規格の引用規格を次に示す。なお、引用規格は最新版とする。

J I S Z 8 2 0 1 数学記号

J I S Z 8 2 0 2 量記号、単位記号及び化学記号

J I S Z 8 2 0 3 国際単位系（S I）及びその使い方

2. 分類 用語の分類は、表1による。

表 1

分 類	分 類 番 号
種類に関する用語	2 0 0 0 ～ 2 1 9 9
構成・利用技術に関する用語	2 2 0 0 ～ 2 4 9 9
性能・特性に関する用語	2 5 0 0 ～ 2 6 9 9
試験・測定に関する用語	2 7 0 0 ～ 2 7 9 9
運用に関する用語	2 8 0 0 ～ 2 9 9 9

3. 用語・定義 用語及び定義は、次のとおりとする。

なお、単位記号、量記号及び対応英語、慣用語を参考欄に示す。

- 備考 1. 用語欄に二つ以上の用語を併記してあるものは、同義語としてどちらを使用してもよいが、上位に記載する用語を優先使用するのが望ましい。
2. 用語の読みが紛らわしいものについては、用語の下に括弧書きで読みを示す。
3. 定義欄の備考に“・・・ということもある。”と記載してあるものは、その用語の同義語に準ずるものとして使用しても差し支えない。
4. 単位記号は J I S Z 8 2 0 1（数学記号）、J I S Z 8 2 0 2（量記号、単位記号及び化学記号）及び J I S Z 8 2 0 3（国際単位系（S I）及びその使い方）によることとしているが、一部の単位については yd, ft, kt も併記してある。
5. 対応英語の欄に二つ以上の語を併記してあるものは、どちらを使用してもよく、記載の順序は使用の優先順位を示すものではない。
6. 慣用語欄に記載した用語は、今まで一般的に又は一部でその欄の定義で使われてきた用語であっても、今後はその意味では使用しない用語であることを示す。

用語番号	用語	定義	参 考			
			単位記号	量記号	対応英語	慣用語
2819	トポグラフィックシェーディング	海山などを利用して、被探知の防止又は水上船舶からの雑音の低減を図ること。			topographic shading	
2820	メガホン効果	水中目標の捜索において、海底地形のために探知距離が延伸される効果。 備考 浅海から深海に伝搬する音波が、海底傾斜のために反射するたびにグレージング角が小さくなり、サウンドチャンネル伝搬になるときに効果が大きくなる。			megaphone effect	
2831	探信	アクティブソナーにおける一連の送信及び受信。			echo ranging	
2832	聴音	目標の放射音又は反響音を受信し、聴覚により目標の情報を得ること。			listening	
2833	探知	ソナーにより目標の信号又は目標の存在を認識すること。			contact, detection	
2834	失探	いったん探知したものが探知できなくなること。			lost contact	
2835	虚探知	目標でないものを目標と認識すること。			false contact	
2836	再探知	失探した目標を再び探知すること。			regain contact	
2837	測的	目標の方位、距離、深度、速力などの諸元を測定又は算出すること。				
2838	追尾	目標の動きに追従しながら継続的に測的すること。			tracking	
2839	探知確率	ソナーの捜索において、目標が存在する場合に目標を探知する確率。 備考 目標の探知に関する目標パラメーター、環境条件、ソナーの運用要領などの条件を併せて明示する必要がある。				
2840	位置局限ローカリゼーション	目標の存在範囲を測定又は算出すること。			localization	
2841	アンビギュエティ除去	直線配列の受波器を用いたパッシブソナーにおいて、目標方位の左右を判別できない状態(ambiguity)が生じた場合に真の目標方位を決定すること。 備考 アンビ除去ということもある。			ambiguity resolution	
2842	目標運動解析TMA(ていーえむえー)	方位線情報又はローファアーの情報をもとに目標の針路、速力、位置などを求めること。			target motion analysis	
2850	目標類別	ソナーで得られた情報から、目標であるかどうか又は目標の種類、状態などを判定すること。 備考 ソナー以外の情報を含める場合もある。			classification	
2851	信号識別	受信した信号を解析し、発生源などを推定すること。				
2852	シグネチャ	目標からの放射音又は反響音に含まれる目標固有の特性。			signature	